

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に
係る調査（令和6年度調査）への協力依頼

（3回目）について

計4枚（本紙を除く）

Vol.1 328

令和6年11月21日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3961)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 21 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
（令和 6 年度調査）への協力依頼（3 回目）について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記調査については、これまでも協力の依頼を差し上げているところですが、今般の改定の影響については、十分な検証を行うことが必要であるところ、正確な把握・分析のためには、より多くの施設・事業所からの回答が必要であると考えております。

このため、今般、標記調査の回答期限について、一部調査を除き、別紙の通り延長することとしました。

つきましては、貴管内の調査対象介護保険施設・事業所に対し、回答提出を周知いただくよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

※ 特に、「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」の対象となる訪問介護事業所について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行った上で、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、更なる協力が得られるよう、格別のご配慮をお願いいたします。

<参考資料>

介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件（令和 6 年 6 月 5 日衆議院厚生労働委員会決議）（抄）

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 21 日

各関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
(令和 6 年度調査) への協力依頼 (3 回目) について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記調査については、これまでも協力の依頼を差し上げているところですが、今般の改定の影響については、十分な検証を行うことが必要であるところ、正確な把握・分析のためには、より多くの施設・事業所からの回答が必要であると考えております。

このため、今般、標記調査の回答期限について、一部調査を除き、別紙の通り延長することとしました。

つきましては、貴会会員の調査対象介護保険施設・事業所に対し、回答提出を周知いただくよう、お願い申し上げます。

※ 特に、「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」の対象となる訪問介護事業所については、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行った上で、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、更なる協力が得られるよう、格別のご配慮をお願いいたします。

<参考資料>

介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件（令和 6 年 6 月 5 日衆議院厚生労働委員会決議）（抄）

- ✓ 介護報酬改定の影響を確認し、適切な施策の検討を行うための大切な調査です。
- ✓ サービス提供の実態を正しく把握するため、調査票の提出にご協力をお願いします。

<令和6年度介護報酬改定検証・調査研究事業>

1 高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業

実施主体：株式会社日本能率協会総合研究所 ○調査内容や調査票紛失等に関するお問合せ
電話：0120-550-156
回答期限：11月22日（金）（土日祝日を除く平日10:00～17:00）
メール：k_toiawase@jmar.co.jp

2 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

実施主体：株式会社三菱総合研究所 ○調査内容や調査票紛失等に関するお問合せ
電話：0120-641-852
回答期限：11月15日（金）
【11月末まで受入可能です】（土日祝日を除く平日9:30～17:30）

3 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業

実施主体：株式会社三菱総合研究所 ○調査内容や調査票紛失等に関するお問合せ
電話：0120-576-870
回答期限：11月22日（金）（土日祝日を除く平日9:30～17:30）
メール：r6_ittai@surece.co.jp

4 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業

実施主体：株式会社三菱総合研究所 ○調査内容や調査票紛失等に関するお問合せ
電話：0120-405-163
回答期限：12月13日（金）
【回答期限を延長しました】（土日祝日を除く平日9:30～17:30 11月末まで）
メール：r6-chiiki@surece.co.jp（12月13日まで）

※調査対象の施設・事業所には9月上旬以降、郵送にて調査票を発送しております。
調査票が届いていない場合は、今回の調査対象外となりますので、ご了承ください。

介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件(令和6年6月5日衆議院厚生労働委員会決議)(抄)

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下「介護・障害福祉従事者」という。)が重要な職責を担っていること、介護・障害福祉従事者の給与水準が他産業の給与水準と比較して低い状況にあること、我が国における賃金や物価が上昇傾向にあること等に鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保及び定着をより一層促すとともにサービス提供体制を整備するため、令和六年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。